

## 結構高い税金のペナルティーいろいろ

税務調査を受け、修正申告をすることになると気になるのが、ペナルティーである加算税・延滞税等がいくらかかるのかという点です。今回は、どのような加算税・延滞税があるのかご紹介していこうと思います。

### 1. 無申告加算税

申告書を申告期限までに提出せず、かつ納税額が発生している場合に課される税金です。納税額のうち、50万円までは15%、50万円を超える部分には20%が課税されます。ただし、自主的に期限後申告をした場合（調査を予期しない場合に限る）には、一律5%まで軽減されます。また、申告期限から1か月以内に自主的に申告かつ税金を納付期限までに完納し、過去5年以内に無申告加算税もしくは重加算税が課されたことがなく、期限内に申告をする意思があったと認められる場合には課税されません。

### 2. 過少申告加算税

申告期限内に提出した申告書の納税額が過少であった場合に課される税金です。追加納税額の10%が課税されますが、この追加納税額が当初の納税金額か50万円を超える場合には、その超えた金額に対しては15%が課せられます。ただし、自主的に修正申告をする場合（調査を予期しない場合に限る）には、課税されません。



### 3. 不納付加算税

源泉徴収した所得税を納付期限内に完納されなかった場合、課される税金です。納税額の10%が課税されます。ただし、自主的に納税した場合（調査を予期しない場合に限る）には、5%まで軽減されます。

1.と2.の加算税は、源泉徴収した所得税に課されることなく、代わりにこの加算税が課されることとなります。この税金は無申告加算税に該当するもので、過少申告加算税に相当する税金はありません。

### 4. 重加算税

1.~3.までの加算税が課税される場合で、事実の仮装隠蔽行為を行い、申告をした、若しくは申告をしなかった場合に課税されます。税率は以下の通りです。

- ・過少申告加算税の代わりに35%の課税
- ・無申告加算税の代わりに40%の課税
- ・不納付加算税の代わりに35%の課税

### 5. 過怠税

印紙を貼付すべき文書に印紙を貼付しなかった場合に課される税金です。貼付すべき印紙税の3倍の税金が課されます。ただし、自主的に不納付を税務署に対して申し出た場合（調査を予期しない場合に限る）には、1.1倍に軽減されます

### 6. 延滞税

各種納税が納付期限までに行われない場合に課される税金です。利息に相当する税金となります。

納付期限の翌日から2か月を経過するまでの間は、納税額に年率7.3%か特例基準割合+1%（現在は2.6%）のいずれか低い率を乗じ、さらに法定納付期限の翌日から納付日までの日数分の日割計算をして算出した税額が課されます。

2か月を超過する場合には、前述した計算式で算出された税額（2ヶ月分）に加え、納税額に年率14.6%か特例基準割合+7.3%（現在は8.9%）のいずれか低い率を乗じ、さらに2か月を超過する日から納付日までの日数分の日割計算をして算出した税額が課されます。

ただし、期限内申告をした場合において、法定納付期限後一年以上を経過して修正申告または更正決定があったときは、法定申告期限後1年を経過する日の翌日から修正申告書を提出した日までの期間は、延滞税の計算期間から除外されます。

なお、加算税（過怠税を除く）については5,000円未満、延滞税については延滞税が1,000円未満、もしくは対象となる税金が10,000円未満であれば課税されません。

このように、加算税・延滞税は、本来納めるべき以上の多額の納税を求められます。適正な申告を心掛けるとともに、誤りがあった場合には速やかに修正を行うことが重要です。

（文責：東京事務所 大林直樹）